

## 松江市上下水道局建設工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、松江市上下水道局が発注する建設工事成績評定（以下「評定」という。）に関し、必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定および指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の**当初契約金額が200万円以上**の建設工事とし、中間検査、部分引渡し検査、竣工検査を実施したときに行うものとする。ただし、上下水道部長が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

### (評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、松江市上下水道局建設工事に係る検査要綱第6条第2項にもとづく検査命令により、検査を行う者（以下「検査員又は課長」という。）、並びに当該工事担当係長（以下「総括監督員」という。）及び工事担当職員（以下「監督員」という。）とする。

### (評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行い、工事成績採点表（様式第1号）に記載するものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者が適確かつ公正に行うものとする。

3 工事成績評定の考査項目及び細別の採点については、別紙1「考査項目について」、別紙2「考査項目別運用表」、別紙3「工事成績の評定について」を使用するものとする。

また、工事における「創意工夫」「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

4 検査員又は課長である評定者は、中間検査、部分引渡し検査、竣工検査を実施したときに評定を行うものとする。また、総括監督員及び監督員である評定者は、竣工検査を実施したときに、それぞれ評定を行うものとする。

5 竣工検査を実施したとき、監督員は、工事成績採点表に評定点を記入のうえ総括監督員に提出し、総括監督員は、前記の工事成績採点表に評定点を記入のうえ検査員又は課長に提出し、検査員又は課長は、監督職員から提出された工事成績採点表に評定点合計まで記入し、請負工事竣工検査復命書（以下「検査復命書」という。）に添付するものとする。

6 「創意工夫」「社会性等」の評価に当たっては当該工事を担当する課長等の合議をもって行うものとする。

7 総合評価方式により入札を行った工事で、減点の必要がある場合は、「法令遵守等」の評価において反映させるものとする。

### (工事成績採点表の提出等)

第5条 検査員又は課長である評定者は、検査後遅滞なく、工事成績採点表を請負工事竣工検査復命書に添付し、上下水道部長に送付するものとする。

### (評定の結果の通知)

第6条 上下水道部長は、請負工事竣工検査復命書の報告があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 上下水道部長は、第6条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正するものとする。

2 前項により評定を修正した場合は、上下水道部長は、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第6条又は、第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 上下水道部長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

3 前項の回答を受けた者は、回答を受けた日から7日（休日を含まない）以内に、書面により、上下水道局長に対して再説明を求めることができる。

4 上下水道局長は、前項による再説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(評定結果の公表)

第9条 評定結果は、速やかに公表するものとする。

2 第8条により説明又は再説明を行った場合は、速やかに公表するものとする。

(通知、公表及び回答の方法)

第10条 第6条から第9条までの通知、公表及び回答については、松江市上下水道局工事成績評定点通知公表規程（別紙4）によるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

**この要領は、令和8年4月1日から施行し、施行日以降に契約締結した工事から適用する。**